

福岡県公報

平成27年4月3日
第3682号

目次

告示(第377号-第387号)

| | | |
|---|------------|---|
| ○都市計画事業の認可 | (公園街路課) | 1 |
| ○福岡県人権啓発情報センターの使用料の徴収事務の委託(調整課) | | 2 |
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 | (会計管理局会計課) | 2 |
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し | (会計管理局会計課) | 2 |
| ○福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し | (会計管理局会計課) | 2 |
| ○福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務の委託 | (児童家庭課) | 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 3 |
| ○保安林の所在場所等 | (農山漁村振興課) | 3 |
| ○石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業所への指定の解除 | (防災企画課) | 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) | 4 |
| ○道路の供用の開始 | (道路維持課) | 4 |
| 公 告 | | |
| ○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し | (税 務 課) | 4 |
| ○県営土地改良事業の換地計画 | (農村森林整備課) | 5 |
| ○福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開 | (漁業管理課) | 5 |
| ○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 5 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | | |

| | | |
|-----------------------|-----------|---|
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (中小企業振興課) | 6 |
| ○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 | (廃棄物対策課) | 7 |
| ○土地改良区の清算人の退任 | (障害者福祉課) | 7 |
| | (農村森林整備課) | 7 |

監査委員

| | | |
|----------|----------------|----|
| ○監査結果の公表 | (監査委員事務局監査第一課) | 8 |
| ○監査結果の公表 | (監査委員事務局監査第一課) | 14 |
| ○監査結果の公表 | (監査委員事務局監査第二課) | 17 |
| ○監査結果の公表 | (監査委員事務局監査第二課) | 20 |
| ○監査結果の公表 | (監査委員事務局特別監査室) | 26 |
| ○監査結果の公表 | (監査委員事務局特別監査室) | 29 |
| ○監査結果の公表 | (監査委員事務局総務課) | 34 |

公安委員会

| | | |
|-----------------------------------|-------------|----|
| ○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 | (警察本部生活保安課) | 50 |
| ○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 | (警察本部生活保安課) | 50 |
| ○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 | (警察本部生活保安課) | 51 |
| ○警備員指導教育責任者講習の実施 | (警察本部生活保安課) | 51 |
| ○警備業法第23条に規定する検定の実施 | (警察本部生活保安課) | 54 |
| ○警備業法第23条に規定する検定の実施 | (警察本部生活保安課) | 56 |
| ○少年指導委員の委嘱について | (警察本部少年課) | 57 |

告 示

福岡県告示第377号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
北九州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北九州都市計画公園事業 3・3・39号 金剛中央公園
- 3 事業施行期間
平成27年4月3日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
北九州市八幡西区金剛三丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第378号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県人権啓発情報センターの使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先
クローバープラザ管理運営共同事業体
- 2 所在地
福岡市中央区今泉一丁目12番23号
- 3 委託期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

福岡県告示第379号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

| | 売りさばき人 証番号 | 売りさばき人の 住所及び氏名 | 売りさばき所 | 変更年月日 |
|---|---------------|-------------------------------------|---|-----------|
| 新 | 510 | 福岡市博多区石城町1番1号 NDSデータソリューションズ株式会社 | 福岡市中央区天神一丁目1番1号 アクロス福岡3階 福岡県パスポートセンター内 (今回新設した売りさばき所) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 AIMビル2階 福岡県パスポートセンター北九州支所内 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 AIMビル2階 福岡県パスポートセンター北九州支所内 | 平成27年4月1日 |
| 旧 | | | 福岡市中央区天神一丁目1番1号 アクロス福岡3階 福岡県パスポートセンター内 | |

福岡県告示第380号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

| 売りさばき人 証番号 | 売りさばき人の 住所及び氏名 | 売りさばき所 | 取消年月日 |
|---------------|----------------------------|---------------------------|------------|
| 509 | 東京都中野区本町二丁目46番1号 株式会社JTB商事 | 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号 AIMビル2階 | 平成27年3月31日 |

福岡県告示第381号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

| 売りさばき人 証番号 | 売りさばき人の 住所及び氏名 | 売りさばき所 | 変更年月日 |
|---------------|-----------------------------|----------------------------|----------------|
| 516 | 福岡市南区清水三丁目24番7号株式会社ピース・ユアーズ | 福岡市城南区鳥飼6丁目1番1号 福岡市城南区役所売店 | 平成27年 3月31日 |

福岡県告示第382号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 委託先
ニッテレ債権回収株式会社
- 所在地
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 委託期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

福岡県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備 事務所名 | 道路の 種類 | 路線名 | 変更 前後別 | 区 間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|--------------|-----------|------------|-----------|---------------------------------------|--------------|--------------|
| 久留米 | 県道 | 久留米 浮羽線 | 前 | 久留米市田主丸町菅原 2244番1先から 久留米市田主丸町菅原 | 4.4 ～ | 113.5 |

| | | | | | |
|--|---|--|--|-------------------|-------|
| | | | 2251番2先まで | 13.0 | |
| | 後 | | 久留米市田主丸町菅原 2244番1先から 久留米市田主丸町菅原 2251番2先まで | 10.5 ～ 15.0 | 113.5 |

福岡県告示第384号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林の所在場所
大野城市大字牛頸670の28
 - 指定の目的
水源の涵養
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第385号

昭和61年3月福岡県告示第378号で告示した次に掲げる事業所の石油コンビナート等

災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号に規定する第二種事業所への指定を解除したので、告示する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

| 特別防災区域名 | 事業所名 | 所在地 | 指定解除年月日 |
|---------|-------------------|------------------|---------------|
| 北九州地区 | 西部瓦斯株式会社 北九州工場 | 北九州市若松区響町一丁目26番地 | 平成27年 4月3日 |

福岡県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------------|-------|--|------------------|--------------|
| 福岡 | 県道 | 福岡 太宰府線 | 前 | 糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美六丁目3795番10先まで | 7.5 ～ 24.5 | 1,415.7 |
| | | | 前 | 糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美六丁目3795番10先まで | 8.3 ～ 32.6 | 1,692.0 |
| | | | 後 | 糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美六丁目3795番10先まで | 7.5 ～ 24.5 | 1,415.7 |
| | | | 後 | 糟屋郡宇美町光正寺一丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美六丁目3795番10先まで | 8.3 ～ 49.0 | 1,692.0 |

目3795番10先まで

福岡県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を平成27年4月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|------------|--|
| 福岡 | 福岡 太宰府線 | 糟屋郡宇美町大字宇美4317番3先から 糟屋郡宇美町大字宇美4318番1先まで |

公 告

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 特約業者の氏名又は名称
香椎石油株式会社
- 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県福岡市香椎駅前二丁目8番28号
- 特約業者の指定取消年月日
平成27年4月1日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成27年3月23日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

| 換地計画を定めた地域 | 縦覧に供する書類 | 縦覧期間 | 縦覧場所 |
|-------------------------|----------|------------------------|-------|
| 糸島市志摩御床及び志摩久家の各一部（寺山地区） | 換地計画書の写し | 平成27年4月3日から平成27年5月7日まで | 糸島市役所 |

公告

福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第48条第4項又は第50条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 不利益処分根拠となる法令の条項
福岡県漁業調整規則第48条第1項又は第50条第1項
- 聴聞の期日及び場所
平成27年4月17日 午後1時30分
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階
海区漁業調整委員会室
- 傍聴の方法
傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。
- 聴聞に関する問合せ先
福岡県総務部行政経営企画課法務班
電話番号092-643-3028
郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成27年3月12日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称
ゆめモール柳川
(2) 所在地
柳川市柳川駅東部土地区画整理事業区域内37街区4画地
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

| 変更前 | 変更後 |
|---------|---------|
| 11,957㎡ | 12,258㎡ |

- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 駐車場の位置及び収容台数

| 変更前 | | 変更後 | |
|---------------------|------|---------------------|------|
| 位置 | 収容台数 | 位置 | 収容台数 |
| 第1駐車場 (テナントA棟周辺) | 81台 | 第1駐車場 (テナントA棟周辺) | 58台 |
| 第2駐車場 (テナントB、C、) | 59台 | 第2駐車場 (テナントB、C、) | 63台 |

| | | | |
|------------------------|------|------------------------|------|
| S M棟前面) | | S M棟前面) | |
| 第3駐車場 (テナントC棟南側) | 164台 | 第3駐車場 (テナントC棟南側) | 172台 |
| 第4駐車場 (飲食棟北・東側) | 234台 | 第4駐車場 (飲食棟北・東側) | 205台 |
| 第5駐車場 (家具棟・家電用品棟前面) | 273台 | 第5駐車場 (家具棟・家電用品棟前面) | 239台 |
| 合 計 | 811台 | 合 計 | 737台 |

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

| 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|-----------------------------|--------|-----------------------------|--------|
| 位 置 | 面 積 | 位 置 | 面 積 |
| N o . 1 (テナントA棟) | 284㎡ | N o . 1 (テナントA棟) | 284㎡ |
| N o . 2 (テナントB棟) | 128㎡ | N o . 2 (テナントB棟) | 128㎡ |
| N o . 3 (S M棟) | 258㎡ | N o . 3 (S M棟) | 258㎡ |
| N o . 4 (テナントC棟) | 317㎡ | N o . 4 (テナントC棟) | 317㎡ |
| N o . 5 (家電用品棟) | 295㎡ | N o . 5 (家電用品棟) | 295㎡ |
| N o . 6 (家具棟 (旧スポーツ用品棟)) | 79㎡ | N o . 6 (家具棟 (旧スポーツ用品棟)) | 223㎡ |
| 合 計 | 1,361㎡ | 合 計 | 1,505㎡ |

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|-----------------------|--------|-----------------------|--------|
| 位 置 | 容 積 | 位 置 | 容 積 |
| N o . 1 (テナントA棟-1) | 12.00㎡ | N o . 1 (テナントA棟-1) | 12.00㎡ |
| N o . 2 (テナントA棟-2) | 12.00㎡ | N o . 2 (テナントA棟-2) | 12.00㎡ |
| N o . 3 (テナントB棟) | 9.42㎡ | N o . 3 (テナントB棟) | 9.42㎡ |
| N o . 4 (S M棟) | 30.06㎡ | N o . 4 (S M棟) | 30.06㎡ |
| N o . 5 (テナントC棟-1) | 10.80㎡ | N o . 5 (テナントC棟-1) | 10.80㎡ |
| N o . 6 | | N o . 6 | |

| | | | |
|-----------------------------|---------|-----------------------------|---------|
| (テナントC棟-2) | 12.00㎡ | (テナントC棟-2) | 12.00㎡ |
| N o . 7 (テナントC棟-3) | 12.00㎡ | N o . 7 (テナントC棟-3) | 12.00㎡ |
| N o . 8 (家電用品棟) | 15.08㎡ | N o . 8 (家電用品棟) | 15.08㎡ |
| N o . 9 (家具棟 (旧スポーツ用品棟)) | 12.78㎡ | N o . 9 (家具棟 (旧スポーツ用品棟)) | 15.00㎡ |
| 合 計 | 126.14㎡ | 合 計 | 128.36㎡ |

5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 変 更 前 | | 変 更 後 | |
|-------|--|-------|--|
| 出入口の数 | 位 置 | 出入口の数 | 位 置 |
| 6 | 敷地西側中央 敷地北側中央 敷地東側北寄り 敷地東側南寄り 敷地南側中央 敷地西側家電用品棟横 | 6 | 敷地西側中央 敷地北側中央 敷地東側北寄り 敷地東側南寄り 敷地南側中央 敷地西側家電用品棟横 |

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称

ダイレックス東福岡店

(2) 所在地

福津市津丸字桜1120番3ほか

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則（平成2年福岡県規則第46号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部廃棄物対策課に備え置きます。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）及び風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例（平成26年福岡県条例第52号）の制定に伴い必要となる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

- 2 福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則の公布日

平成27年3月27日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成19年福岡県規則第49号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

に掲載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由

自立支援医療受給者証（精神通院医療）及び自立支援医療（精神通院医療）自己負担上限額管理票の様式について形式的な変更を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

- 2 規則の公布日

平成27年3月31日

公告

解散した清算法人椿市土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年4月3日

福岡県知事 小川 洋

| 氏名 | 住所 |
|-----------|----------------|
| 井 関 繁 則 | 行橋市大字常松112番地2 |
| 橋 本 東洋治 | 行橋市大字入覚738番地 |
| 安 中 知 治 | 行橋市大字入覚1337番地1 |
| 宮 崎 夢 児 | 行橋市大字高来343番地 |
| 森 本 建 治 | 行橋市大字矢山1777番地 |
| 木 村 廣 | 行橋市大字福丸529番地 |
| 井 関 満 博 | 行橋市大字福丸173番地1 |
| 岡 田 豊 彦 | 行橋市大字須磨園197番地 |
| 進 谷 年 伸 | 行橋市大字福丸213番地 |
| 野 田 千 萬 里 | 行橋市大字下崎1370番地 |

監査委員

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等37か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年4月3日

| | |
|---------|------|
| 福岡県監査委員 | 山下芳郎 |
| 同 | 伊藤龍峰 |
| 同 | 行正晴實 |
| 同 | 井本邦彦 |

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

(1) 監査対象機関：新社会推進部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関 37 機関

(2) 監査対象期間：平成 25 年 9 月 1 日 ～ 平成 26 年 8 月 31 日

(3) 監査実施期間：平成 26 年 10 月 1 日 ～ 平成 26 年 12 月 19 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

| | 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 実 施 日 |
|-------------|----------------|-------------------------|
| 新社会推進部 | アジア文化交流センター | 平成26年12月16日～平成26年12月18日 |
| | 女性相談所 | 平成26年11月20日 |
| | パスポートセンター | 平成26年11月18日～平成26年11月19日 |
| 保健医療介護部 | 筑紫保健福祉環境事務所 | 平成26年10月1日～平成26年10月3日 |
| | 粕屋保健福祉事務所 | 平成26年11月11日～平成26年11月13日 |
| | 糸島保健福祉事務所 | 平成26年12月2日～平成26年12月4日 |
| | 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 | 平成26年11月26日～平成26年11月28日 |
| | 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 | 平成26年10月15日～平成26年10月17日 |
| | 田川保健福祉事務所 | 平成26年11月4日～平成26年11月7日 |
| | 北筑後保健福祉環境事務所 | 平成26年10月21日～平成26年10月23日 |
| | 南筑後保健福祉環境事務所 | 平成26年12月2日～平成26年12月4日 |
| | 京築保健福祉環境事務所 | 平成26年10月28日～平成26年10月30日 |
| | 保健環境研究所 | 平成26年12月2日～平成26年12月3日 |
| | 精神保健福祉センター | 平成26年11月20日 |
| | 食肉衛生検査所 | 平成26年11月20日 |
| | 福祉労働部 | 福岡児童相談所 |
| 久留米児童相談所 | | 平成26年10月9日～平成26年10月10日 |
| 田川児童相談所 | | 平成26年12月9日～平成26年12月10日 |
| 大牟田児童相談所 | | 平成26年12月18日～平成26年12月19日 |
| 宗像児童相談所 | | 平成26年12月9日～平成26年12月10日 |
| 京築児童相談所 | | 平成26年10月7日～平成26年10月8日 |
| 福岡学園 | | 平成26年10月28日～平成26年10月30日 |
| 筑後いずみ園 | | 平成26年11月18日～平成26年11月19日 |
| 障害者更生相談所 | | 平成26年12月11日 |
| 粕屋新光園 | | 平成26年12月9日～平成26年12月11日 |
| 福岡労働者支援事務所 | | 平成26年12月4日 |
| 北九州労働者支援事務所 | | 平成26年10月3日 |
| 筑後労働者支援事務所 | | 平成26年12月11日 |
| 筑豊労働者支援事務所 | 平成26年10月3日 | |

| 監 査 対 象 機 関 名 | | 監 査 実 施 日 |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 福 祉 労 働 部 | 福 岡 高 等 技 術 専 門 校 | 平成26年12月16日～平成26年12月17日 |
| | 戸 畑 高 等 技 術 専 門 校 | 平成26年10月21日～平成26年10月22日 |
| | 小 竹 高 等 技 術 専 門 校 | 平成26年10月 1日～平成26年10月 2日 |
| | 久 留 米 高 等 技 術 専 門 校 | 平成26年10月 7日～平成26年10月 8日 |
| | 大 牟 田 高 等 技 術 専 門 校 | 平成26年10月21日～平成26年10月23日 |
| | 田 川 高 等 技 術 専 門 校 | 平成26年12月18日～平成26年12月19日 |
| | 小 倉 高 等 技 術 専 門 校 | 平成26年10月 1日～平成26年10月 2日 |
| | 福 岡 障 害 者 職 業 能 力 開 発 校 | 平成26年11月18日～平成26年11月19日 |

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、生活保護費の支給状況については、収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給に加え、後発医薬品の利用促進に関する取組みが適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

保健福祉（環境）事務所 8 機関

イ 監査の内容

生活保護費の支給状況について

ウ 監査の視点

(ア) 収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給は、適正に行われているか。

(イ) 後発医薬品の利用促進に関する取組みは、適正に行われているか。

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 財務に関する事務

(1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

| 対象機関名 | 調査区分 | 件数 | 説 明 |
|-------------------------------|------|----|--|
| 新社会推進部 アジア文化交流 センター | 収 入 | 1 | 行政財産の目的外使用許可に伴う使用料において、調定が遅延していた。 |
| | その他 | 1 | 所属の金庫に、前渡資金の残額である外国紙幣、硬貨が入っていた。 |
| 保健医療介護部 粕屋保健福祉 事務所 | 支 出 | 1 | 生活保護費の支給において、高等学校就学費の認定誤りにより、支給不足となっていた。 |
| | 支 出 | 1 | 生活保護費の支給において、児童手当の収入認定誤りにより、支給不足となっていた。 |
| 保健医療介護部 嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所 | 収 入 | 1 | 雇用保険料納付金の調定において、雇用保険料の負担率等を誤ったため、徴収過不足となっていた。 |
| 保健医療介護部 田川保健福祉 事務所 | 支 出 | 1 | 生活保護費の支給において、高等学校就学費の入力誤りにより、支給不足となっていた。 |
| 保健医療介護部 南筑後保健福祉 環境事務所 | 収 入 | 1 | 行政財産の使用許可について、財務規則によらず、使用状況の確認を行わないまま申請を進達したため、庁舎等維持負担金の調定を漏らしていた。 |
| | 支 出 | 1 | 生活保護費の支給において、特別児童扶養手当の収入認定誤りにより、支給過となっていた。 |
| 福祉労働部 粕屋新光園 | 収 入 | 1 | 児童措置弁償金の調定において、徴収月額の設定を誤ったため、徴収不足となっていた。 |
| 計 | | | 9 件 |

(2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

| 対象部局名 | 調査区分 | 件数 | 説 明 |
|---------|------|----|--|
| 保健医療介護部 | 収 入 | 3 | 生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて、増加している。 |
| | | 1 | 狂犬病予防注射手数料において、財務規則によらず、領収証紙の消印が漏れていた。 |
| | | 1 | 施設使用料において、財務規則によらず、調定が遅延していた。 |
| | 支 出 | 1 | 生活保護費の支給において、高等学校就学費の認定誤りにより、支給過となっていた。 |
| | | 2 | 生活保護費の支給において、高等学校就学費の認定誤りにより、支給不足となっていた。 |
| | | 1 | 生活保護費の支給において、住宅費の認定誤りにより、支給過となっていた。 |
| | | 1 | 生活保護費の支給において、学習支援費の認定誤りにより、支給不足となっていた。 |
| | | 1 | 報酬において、支出科目を誤って支出していた。 |
| | 契 約 | 1 | 賃貸借契約において、財務規則によらず、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る契約内容」となっていなかった。 |
| | | 1 | 委託契約において、財務規則による「暴力団排除条項」を明記していなかった。 |
| | | 1 | 賃貸借契約において、財務規則による「暴力団排除条項」を明記していなかった。 |
| | その他 | 1 | 所属の金庫において、財務規則等で保管することとなっているもの以外の通帳、現金があった。 |

| 対象部局名 | 調査区分 | 件数 | 説 明 |
|-------|------|------|---|
| 福祉労働部 | 支 出 | 1 | 需用費の支払いにおいて、財務規則によらず、支出負担行為として整理する時期を誤っていた。 |
| | | 1 | 報酬及び賃金から源泉徴収していた所得税の国への納付が遅延したため、不納付加算税が発生した。 |
| | | 1 | 支出事務において、財務規則に基づいた事務処理がなされていなかった。 |
| | 財 産 | 1 | 物品の管理において、財務規則によらず、適正に行われていないものがあつた。 |
| 計 | | 19 件 | |

(3) 意見事項（事務の執行上留意すべき事項について、意見を述べるもの）

| 対象部局名 | 調査区分 | 件数 | 説 明 |
|---------|------|----|---|
| 保健医療介護部 | 収 入 | 1 | 生活保護費返還金において、収入未済額が前年度に比べて減少しているが、依然として多額であるため、今後とも収入未済解消に向けた努力が望まれる。 |

2 重点事項（財務に関する事務のうち、重点的に調査することとしたもの）

(1) 調査対象

ア 収入認定並びに各種扶助費の認定及び支給については、監査対象期間末現在の被保護世帯数 14,665 世帯のうち、855 世帯（抽出率 5.8%）を抽出し調査を行った。

イ 後発医薬品の利用促進に関する取組み状況については、監査対象期間中の対象件数 277 件のうち、247 件（抽出率 89.2%）を抽出し調査を行った。

(2) 調査結果

ア 収入認定並びに扶助費の認定及び支給については、高等学校就学費の認定誤りによる支給過不足が 4 件及び入力誤りによる支給不足が 1 件、児童手当の収入の認定誤りによる支給不足が 1 件、特別児童扶養手当の収入認定誤りによる支給過が 1 件、住宅費の認定誤りによる支給過が 1 件、学習支援費の認定誤りによる支給不足が 1 件（指摘事項及び注意事項）あつた。この他、扶助費の認定等で確認が十分でないものが、見受けられた。

イ 後発医薬品の利用促進に関する取組み状況については、適正に実施されていた。

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等41か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年4月3日

福岡県監査委員 山下 芳 郎

同 伊 藤 龍 峰

同 行 正 晴 實

同 井 本 邦 彦

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：警察本部関係機関 41 機関
 (2) 監査対象期間：平成 25 年 1 月 1 日～平成 26 年 10 月 31 日
 (3) 監査実施期間：平成 27 年 1 月 9 日～平成 27 年 2 月 13 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 実 施 日 |
|-------------------|-----------------------------------|
| 北 九 州 市 警 察 部 | 平成 27 年 2 月 10 日 |
| 警 察 学 校 | 平成 27 年 1 月 9 日 |
| 交 通 機 動 隊 | 平成 27 年 1 月 16 日 |
| 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 | 平成 27 年 2 月 10 日 |
| 第 一 機 動 隊 | 平成 27 年 1 月 9 日 |
| 第 二 機 動 隊 | 平成 27 年 2 月 10 日 |
| 中 央 警 察 署 | 平成 27 年 1 月 20 日～平成 27 年 1 月 21 日 |
| 博 多 警 察 署 | 平成 27 年 1 月 14 日～平成 27 年 1 月 15 日 |
| 東 警 察 署 | 平成 27 年 1 月 27 日～平成 27 年 1 月 28 日 |
| 南 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 10 日 |
| 早 良 警 察 署 | 平成 27 年 1 月 22 日～平成 27 年 1 月 23 日 |
| 西 警 察 署 | 平成 27 年 1 月 20 日～平成 27 年 1 月 21 日 |
| 粕 屋 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 10 日 |
| 春 日 警 察 署 | 平成 27 年 1 月 22 日～平成 27 年 1 月 23 日 |
| 筑 紫 野 警 察 署 | 平成 27 年 1 月 14 日～平成 27 年 1 月 15 日 |
| 糸 島 警 察 署 | 平成 27 年 1 月 20 日～平成 27 年 1 月 21 日 |
| 宗 像 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 10 日 |
| 朝 倉 警 察 署 | 平成 27 年 1 月 14 日～平成 27 年 1 月 15 日 |
| 博 多 臨 港 警 察 署 | 平成 27 年 1 月 16 日 |
| 福 岡 空 港 警 察 署 | 平成 27 年 1 月 9 日 |
| 小 倉 北 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 3 日～平成 27 年 2 月 4 日 |
| 小 倉 南 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 5 日～平成 27 年 2 月 6 日 |
| 八 幡 東 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 5 日～平成 27 年 2 月 6 日 |
| 八 幡 西 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 12 日～平成 27 年 2 月 13 日 |
| 折 尾 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 3 日～平成 27 年 2 月 4 日 |
| 若 松 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 10 日 |
| 戸 畑 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 5 日～平成 27 年 2 月 6 日 |
| 門 司 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 12 日～平成 27 年 2 月 13 日 |
| 行 橋 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 10 日 |
| 豊 前 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 12 日～平成 27 年 2 月 13 日 |
| 飯 塚 警 察 署 | 平成 27 年 1 月 29 日～平成 27 年 1 月 30 日 |
| 嘉 麻 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 10 日 |
| 直 方 警 察 署 | 平成 27 年 2 月 3 日～平成 27 年 2 月 4 日 |

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 実 施 日 |
|---------------|---------------------------------------|
| 田 川 警 察 署 | 平成 2 7 年 2 月 1 0 日 |
| 久 留 米 警 察 署 | 平成 2 7 年 1 月 2 7 日～平成 2 7 年 1 月 2 8 日 |
| 小 郡 警 察 署 | 平成 2 7 年 1 月 2 2 日～平成 2 7 年 1 月 2 3 日 |
| う き は 警 察 署 | 平成 2 7 年 2 月 1 0 日 |
| 筑 後 警 察 署 | 平成 2 7 年 1 月 2 7 日～平成 2 7 年 1 月 2 8 日 |
| 八 女 警 察 署 | 平成 2 7 年 1 月 2 9 日～平成 2 7 年 1 月 3 0 日 |
| 柳 川 警 察 署 | 平成 2 7 年 2 月 1 0 日 |
| 大 牟 田 警 察 署 | 平成 2 7 年 1 月 2 9 日～平成 2 7 年 1 月 3 0 日 |

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、収入未済解消の取組状況、債権の管理状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出状況

(3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、扶養手当、住居手当、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況、退職手当及び時間外勤務手当の支給状況

(4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理の状況

(6) 物品

取得、管理及び処分の状況

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

| 調査区分 | 件数 | 説明 |
|------|----|-------------------------------|
| 収入 | 1 | 建物貸付料において、財務規則によらず、調定が遅延していた。 |

監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部及び商工部出先機関の職員研修所等26か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年4月3日

| | |
|---------|-------|
| 福岡県監査委員 | 山下 芳郎 |
| 同 | 伊藤 龍峰 |
| 同 | 行正 晴實 |
| 同 | 井本 邦彦 |

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：総務部及び商工部の出先機関 26 機関
- (2) 監査対象期間：平成 25 年 1 月 1 日～平成 26 年 10 月 31 日
- (3) 監査実施期間：平成 27 年 1 月 8 日～平成 27 年 2 月 13 日
監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

| | 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 実 施 日 |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|
| 総 務 部 | 職 員 研 修 所 | 平成27年 1月23日 |
| | 公 文 書 館 | 平成27年 1月23日 |
| | 東 京 事 務 所 | 平成27年 2月12日 ～ 平成27年 2月13日 |
| | 博 多 県 税 事 務 所 | 平成27年 1月27日 ～ 平成27年 1月30日 |
| | 東 福 岡 県 税 事 務 所 | 平成27年 1月14日 ～ 平成27年 1月16日 |
| | 西 福 岡 県 税 事 務 所 | 平成27年 1月14日 ～ 平成27年 1月16日 |
| | 筑 紫 県 税 事 務 所 | 平成27年 1月27日 ～ 平成27年 1月29日 |
| | 北九州東県税事務所 | 平成27年 1月20日 ～ 平成27年 1月22日 |
| | 北九州西県税事務所 | 平成27年 2月 2日 ～ 平成27年 2月 4日 |
| | 田 川 県 税 事 務 所 | 平成27年 2月10日 |
| | 飯塚・直方県税事務所 | 平成27年 2月 2日 ～ 平成27年 2月 4日 |
| | 久留米県税事務所 | 平成27年 1月20日 ～ 平成27年 1月22日 |
| | 大牟田県税事務所 | 平成27年 2月10日 |
| | 筑後県税事務所 | 平成27年 1月30日 |
| | 行橋県税事務所 | 平成27年 1月30日 |
| 消 防 学 校 | 平成27年 1月30日 | |
| 商 工 部 | 福岡中小企業振興事務所 | 平成27年 1月 8日 |
| | 久留米中小企業振興事務所 | 平成27年 1月 9日 |
| | 北九州中小企業振興事務所 | 平成27年 2月12日 |
| | 飯塚中小企業振興事務所 | 平成27年 1月30日 |
| | 計 量 検 定 所 | 平成27年 1月23日 |
| | 大 阪 事 務 所 | 平成27年 2月12日 ～ 平成27年 2月13日 |
| | 工 業 技 術 セ ン タ ー | 平成27年 2月 5日 ～ 平成27年 2月 6日 |
| | 工業技術センター生物食品研究所 | 平成27年 1月 8日 ～ 平成27年 1月 9日 |
| | 工業技術センターインテリア研究所 | 平成27年 1月 8日 ～ 平成27年 1月 9日 |
| 工業技術センター機械電子研究所 | 平成27年 2月 5日 ～ 平成27年 2月 6日 | |

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、収入未済解消の取組状況、債権の管理状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の支出状況

(3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況

(4) 契約

契約の締結及び履行確認状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理の状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 県税

個人事業税等の賦課徴収及び債権管理状況

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会の福岡教育事務所等132か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年4月3日

| | |
|---------|---------|
| 福岡県監査委員 | 山 下 芳 郎 |
| 同 | 伊 藤 龍 峰 |
| 同 | 行 正 晴 實 |
| 同 | 井 本 邦 彦 |

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関132機関
 (2) 監査対象期間：平成25年 9月 1日～平成26年 8月31日（12か月間）
 (3) 監査実施期間：平成26年10月 1日～平成26年12月17日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

| 監 査 対 象 機 関 名 | 監 査 実 施 日 |
|-------------------|-------------------------|
| 福 岡 教 育 事 務 所 | 平成26年10月28日～平成26年10月31日 |
| 北 九 州 教 育 事 務 所 | 平成26年10月15日～平成26年10月17日 |
| 北 筑 後 教 育 事 務 所 | 平成26年11月18日～平成26年11月20日 |
| 南 筑 後 教 育 事 務 所 | 平成26年11月18日～平成26年11月20日 |
| 筑 豊 教 育 事 務 所 | 平成26年10月28日～平成26年10月29日 |
| 京 築 教 育 事 務 所 | 平成26年10月30日～平成26年10月31日 |
| 教 育 セ ン タ ー | 平成26年10月 1日 |
| 体 育 研 究 所 | 平成26年11月 7日 |
| 美 術 館 | 平成26年11月 6日 |
| 図 書 館 | 平成26年11月 7日 |
| 社会教育総合センター | 平成26年10月 3日 |
| 英 彦 山 青 年 の 家 | 平成26年11月 6日 |
| 少年自然の家「玄海の家」 | 平成26年11月 6日 |
| 九 州 歴 史 資 料 館 | 平成26年10月 7日 |
| 青 豊 高 等 学 校 | 平成26年12月 3日 |
| 築 上 西 高 等 学 校 | 平成26年12月 4日 |
| 育 徳 館 高 等 学 校 | 平成26年12月17日 |
| 苅 田 工 業 高 等 学 校 | 平成26年11月 7日 |
| 京 都 高 等 学 校 | 平成26年11月 6日 |
| 行 橋 高 等 学 校 | 平成26年12月 2日 |
| 門 司 学 園 高 等 学 校 | 平成26年11月 6日 |
| 門 司 大 翔 館 高 等 学 校 | 平成26年11月 7日 |
| 小 倉 南 高 等 学 校 | 平成26年11月 7日 |
| 小 倉 商 業 高 等 学 校 | 平成26年11月11日 |
| 小 倉 高 等 学 校 | 平成26年11月 6日 |
| 小 倉 工 業 高 等 学 校 | 平成26年11月 6日 |

| 監査対象機関名 | 監査実施日 |
|----------|-------------|
| 小倉西高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 北九州高等学校 | 平成26年11月12日 |
| 小倉東高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 戸畑高等学校 | 平成26年11月6日 |
| ひびき高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 戸畑工業高等学校 | 平成26年10月7日 |
| 若松高等学校 | 平成26年10月8日 |
| 若松商業高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 八幡高等学校 | 平成26年11月14日 |
| 八幡中央高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 八幡工業高等学校 | 平成26年11月7日 |
| 八幡南高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 北筑高等学校 | 平成26年10月9日 |
| 東筑高等学校 | 平成26年11月7日 |
| 折尾高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 中間高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 遠賀高等学校 | 平成26年12月2日 |
| 宗像高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 光陵高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 水産高等学校 | 平成26年12月3日 |
| 玄界高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 新宮高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 福岡魁誠高等学校 | 平成26年11月7日 |
| 須恵高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 宇美商業高等学校 | 平成26年10月2日 |
| 香住丘高等学校 | 平成26年10月1日 |
| 香椎高等学校 | 平成26年10月2日 |
| 香椎工業高等学校 | 平成26年10月3日 |
| 博多青松高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 福岡高等学校 | 平成26年10月22日 |
| 筑紫丘高等学校 | 平成26年11月6日 |
| 柏陵高等学校 | 平成26年11月7日 |
| 福岡中央高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 城南高等学校 | 平成26年10月23日 |
| 修猷館高等学校 | 平成26年11月7日 |
| 福岡工業高等学校 | 平成26年11月7日 |

| 監査対象機関名 | 監査実施日 |
|------------|-------------|
| 福岡講倫館高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 早良高等学校 | 平成26年11月7日 |
| 玄洋高等学校 | 平成26年11月7日 |
| 筑前高等学校 | 平成26年11月7日 |
| 春日高等学校 | 平成26年12月11日 |
| 太宰府高等学校 | 平成26年12月9日 |
| 福岡農業高等学校 | 平成26年12月10日 |
| 筑紫中央高等学校 | 平成26年11月7日 |
| 武蔵台高等学校 | 平成26年12月12日 |
| 筑紫高等学校 | 平成26年11月11日 |
| 糸島高等学校 | 平成26年11月7日 |
| 糸島農業高等学校 | 平成26年12月5日 |
| 小郡高等学校 | 平成26年10月8日 |
| 三井高等学校 | 平成26年11月14日 |
| 久留米筑水高等学校 | 平成26年10月22日 |
| 明善高等学校 | 平成26年11月26日 |
| 久留米高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 三潞高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 大川樟風高等学校 | 平成26年10月23日 |
| 伝習館高等学校 | 平成26年10月24日 |
| 山門高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 三池高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 三池工業高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 大牟田北高等学校 | 平成26年11月27日 |
| ありあけ新世高等学校 | 平成26年11月28日 |
| 八女高等学校 | 平成26年11月14日 |
| 八女工業高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 福島高等学校 | 平成26年10月17日 |
| 八女農業高等学校 | 平成26年10月16日 |
| 浮羽工業高等学校 | 平成26年10月15日 |
| 浮羽究真館高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 朝倉高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 朝倉東高等学校 | 平成26年10月10日 |
| 朝倉光陽高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 田川高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 東鷹高等学校 | 平成26年11月13日 |

| 監査対象機関名 | 監 査 実 施 日 |
|-----------------|-------------|
| 田川科学技術高等学校 | 平成26年12月 9日 |
| 西田川高等学校 | 平成26年12月10日 |
| 稲築志耕館高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 嘉穂高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 嘉穂東高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 嘉穂総合高等学校 | 平成26年11月26日 |
| 鞍手高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 直方高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 筑豊高等学校 | 平成26年11月13日 |
| 鞍手竜徳高等学校 | 平成26年12月11日 |
| 築城特別支援学校 | 平成26年12月 5日 |
| 小倉聴覚特別支援学校 | 平成26年12月16日 |
| 北九州視覚特別支援学校 | 平成26年10月10日 |
| 特別支援学校「北九州高等学園」 | 平成26年12月12日 |
| 古賀特別支援学校 | 平成26年11月14日 |
| 福岡特別支援学校 | 平成26年12月 4日 |
| 福岡聴覚特別支援学校 | 平成26年11月14日 |
| 福岡高等聴覚特別支援学校 | 平成26年10月24日 |
| 太宰府特別支援学校 | 平成26年11月14日 |
| 福岡視覚特別支援学校 | 平成26年11月14日 |
| 福岡高等視覚特別支援学校 | 平成26年11月12日 |
| 特別支援学校「福岡高等学園」 | 平成26年12月16日 |
| 小郡特別支援学校 | 平成26年10月 9日 |
| 久留米聴覚特別支援学校 | 平成26年11月14日 |
| 田主丸特別支援学校 | 平成26年11月14日 |
| 柳河特別支援学校 | 平成26年11月14日 |
| 筑後特別支援学校 | 平成26年11月14日 |
| 川崎特別支援学校 | 平成26年11月14日 |
| 嘉穂特別支援学校 | 平成26年11月27日 |
| 直方聾学校 | 平成26年11月28日 |
| 直方養護学校 | 平成26年11月14日 |
| 育徳館中学校 | 平成26年12月17日 |
| 門司学園中学校 | 平成26年11月 6日 |
| 輝翔館中等教育学校 | 平成26年11月14日 |

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料、手数料、財産貸付収入、生産物売払収入、雑入等の調定及び収入事務

(2) 支出

報償費、旅費、需用費、委託料、扶助費等の支出事務

(3) 人件費

報酬、賃金、諸手当の認定及び支給事務

(4) 契約

契約の締結及び履行確認事務

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分の状況

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を公文書館等29か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年4月3日

| | |
|---------|------|
| 福岡県監査委員 | 山下芳郎 |
| 同 | 伊藤龍峰 |
| 同 | 行正晴實 |
| 同 | 井本邦彦 |

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局の出先機関及び警察本部関係機関 29 機関
 (2) 監査対象期間：平成 26 年 3 月 1 日又は平成 26 年 4 月 1 日から監査実施日まで
 (3) 監査実施期間：平成 26 年 9 月 2 日～平成 26 年 10 月 30 日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

| | 監査対象機関名 | 監査対象期間 | 監査実施日 |
|------|-------------------|--|-------------------|
| 総務部 | 公 文 書 館 | 平成 26 年 3 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 2 日 まで | 平成 26 年 9 月 2 日 |
| | 西 福 岡 県 税 事 務 所 | 平成 26 年 3 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 10 日 まで | 平成 26 年 9 月 10 日 |
| | 筑 紫 県 税 事 務 所 | 平成 26 年 3 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 11 日 まで | 平成 26 年 9 月 11 日 |
| | 北 九 州 東 県 税 事 務 所 | 平成 26 年 3 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 3 日 まで | 平成 26 年 9 月 3 日 |
| | 久 留 米 県 税 事 務 所 | 平成 26 年 3 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 19 日 まで | 平成 26 年 9 月 19 日 |
| | 大 牟 田 県 税 事 務 所 | 平成 26 年 3 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 18 日 まで | 平成 26 年 9 月 18 日 |
| | 行 橋 県 税 事 務 所 | 平成 26 年 3 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 17 日 まで | 平成 26 年 9 月 17 日 |
| | 消 防 学 校 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 21 日 まで | 平成 26 年 10 月 21 日 |
| 商工部 | 福岡中小企業振興事務所 | 平成 26 年 3 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 25 日 まで | 平成 26 年 9 月 25 日 |
| | 大 阪 事 務 所 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 3 日 まで | 平成 26 年 10 月 3 日 |
| | 工 業 技 術 セ ン タ ー | 平成 26 年 3 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 12 日 まで | 平成 26 年 9 月 12 日 |
| | 工業技術センター生物食品研究所 | 平成 26 年 3 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 26 日 まで | 平成 26 年 9 月 26 日 |
| | 工業技術センターインテリア研究所 | 平成 26 年 3 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 4 日 まで | 平成 26 年 9 月 4 日 |
| | 工業技術センター機械電子研究所 | 平成 26 年 3 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 24 日 まで | 平成 26 年 9 月 24 日 |
| 警察本部 | 交 通 機 動 隊 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 1 日 まで | 平成 26 年 10 月 1 日 |
| | 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 | 平成 26 年 3 月 1 日 から 平成 26 年 9 月 29 日 まで | 平成 26 年 9 月 29 日 |
| | 第 一 機 動 隊 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 24 日 まで | 平成 26 年 10 月 24 日 |
| | 粕 屋 警 察 署 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 30 日 まで | 平成 26 年 10 月 30 日 |
| | 筑 紫 野 警 察 署 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 28 日 まで | 平成 26 年 10 月 28 日 |
| | 博 多 臨 港 警 察 署 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 29 日 まで | 平成 26 年 10 月 29 日 |
| | 福 岡 空 港 警 察 署 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 10 日 まで | 平成 26 年 10 月 10 日 |

| | 監査対象機関名 | 監査対象期間 | 監査実施日 |
|------|---------|--|-------------------|
| 警察本部 | 八幡東警察署 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 8 日 まで | 平成 26 年 10 月 8 日 |
| | 門司警察署 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 17 日 まで | 平成 26 年 10 月 17 日 |
| | 飯塚警察署 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 16 日 まで | 平成 26 年 10 月 16 日 |
| | 嘉麻警察署 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 23 日 まで | 平成 26 年 10 月 23 日 |
| | 田川警察署 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 9 日 まで | 平成 26 年 10 月 9 日 |
| | 久留米警察署 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 15 日 まで | 平成 26 年 10 月 15 日 |
| | 筑後警察署 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 22 日 まで | 平成 26 年 10 月 22 日 |
| | 八女警察署 | 平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 7 日 まで | 平成 26 年 10 月 7 日 |

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等 9 支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

| 対象部局名 | 調査区分 | 件数 | 説 明 |
|-------|------|----|--|
| 商工部 | その他 | 1 | 預金残額が長期間放置されている用途不明の通帳が、所属の金庫に保管されていた。 |

監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を行政経営企画課等66か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年4月3日

| | |
|---------|------|
| 福岡県監査委員 | 山下芳郎 |
| 同 | 伊藤龍峰 |
| 同 | 行正晴實 |
| 同 | 井本邦彦 |

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局、議会事務局、教育庁及び警察本部の 6 6 機関
- (2) 監査対象期間：平成 2 6 年 5 月 1 日、平成 2 6 年 6 月 1 日、平成 2 6 年 7 月 1 日又は平成 2 6 年 8 月 1 日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成 2 6 年 1 1 月 4 日～平成 2 7 年 2 月 5 日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

| | 監査対象機関名 | 監査対象期間 | 監査実施日 |
|----------|------------|--|-------------------|
| 総務部 | 行政経営企画課 | 平成 26 年 7 月 1 日から 平成 27 年 1 月 15 日まで | 平成 27 年 1 月 15 日 |
| | 人事課 | 平成 26 年 7 月 1 日から 平成 27 年 1 月 16 日まで | 平成 27 年 1 月 16 日 |
| | 税務課 | 平成 26 年 7 月 1 日から 平成 27 年 1 月 16 日まで | 平成 27 年 1 月 16 日 |
| | 財産活用課 | 平成 26 年 5 月 1 日から 平成 26 年 11 月 14 日まで | 平成 26 年 11 月 14 日 |
| | 県民情報広報課 | 平成 26 年 7 月 1 日から 平成 27 年 1 月 20 日まで | 平成 27 年 1 月 20 日 |
| | 総務事務センター | 平成 26 年 7 月 1 日から 平成 27 年 1 月 21 日まで | 平成 27 年 1 月 21 日 |
| | 防災危機管理局 | 平成 26 年 7 月 1 日から 平成 27 年 1 月 21 日まで | 平成 27 年 1 月 21 日 |
| 企画・地域振興部 | 市町村支援課 | 平成 26 年 7 月 1 日から 平成 27 年 1 月 20 日まで | 平成 27 年 1 月 20 日 |
| | 情報政策課 | 平成 26 年 5 月 1 日から 平成 26 年 11 月 13 日まで | 平成 26 年 11 月 13 日 |
| | 調査統計課 | 平成 26 年 5 月 1 日から 平成 26 年 11 月 13 日まで | 平成 26 年 11 月 13 日 |
| | 空港対策局空港整備課 | 平成 26 年 5 月 1 日から 平成 26 年 11 月 14 日まで | 平成 26 年 11 月 14 日 |
| 新社会推進部 | 男女共同参画推進課 | 平成 26 年 5 月 1 日から 平成 26 年 11 月 28 日まで | 平成 26 年 11 月 28 日 |
| | 国際交流局 | 平成 26 年 7 月 1 日から 平成 27 年 1 月 15 日まで | 平成 27 年 1 月 15 日 |
| 保健医療介護部 | 保健医療介護総務課 | 平成 26 年 8 月 1 日から 平成 27 年 2 月 3 日まで | 平成 27 年 2 月 3 日 |
| | 健康増進課 | 平成 26 年 8 月 1 日から 平成 27 年 2 月 5 日まで | 平成 27 年 2 月 5 日 |
| | 保健衛生課 | 平成 26 年 8 月 1 日から 平成 27 年 2 月 4 日まで | 平成 27 年 2 月 4 日 |
| | 医療指導課 | 平成 26 年 8 月 1 日から 平成 27 年 2 月 5 日まで | 平成 27 年 2 月 5 日 |
| | 薬務課 | 平成 26 年 8 月 1 日から 平成 27 年 2 月 4 日まで | 平成 27 年 2 月 4 日 |
| 福祉労働部 | 児童家庭課 | 平成 26 年 8 月 1 日から 平成 27 年 2 月 3 日まで | 平成 27 年 2 月 3 日 |
| | 障害者福祉課 | 平成 26 年 7 月 1 日から 平成 27 年 1 月 29 日まで | 平成 27 年 1 月 29 日 |
| | 保護・援護課 | 平成 26 年 7 月 1 日から 平成 27 年 1 月 28 日まで | 平成 27 年 1 月 28 日 |
| | 労働局労働政策課 | 平成 26 年 7 月 1 日から 平成 27 年 1 月 29 日まで | 平成 27 年 1 月 29 日 |

| 監査対象機関名 | | 監査対象期間 | 監査実施日 |
|---------|---|--|-------------------|
| 環境部 | 環境政策課 | 平成 26 年 5 月 1 日 から 平成 26 年 11 月 12 日 まで | 平成 26 年 11 月 12 日 |
| | 自然環境課 | 平成 26 年 5 月 1 日 から 平成 26 年 11 月 12 日 まで | 平成 26 年 11 月 12 日 |
| 商工部 | 商工政策課 | 平成 26 年 5 月 1 日 から 平成 26 年 11 月 21 日 まで | 平成 26 年 11 月 21 日 |
| 農林水産部 | 農山漁村振興課 | 平成 26 年 7 月 1 日 から 平成 27 年 1 月 22 日 まで | 平成 27 年 1 月 22 日 |
| | 団体指導課 | 平成 26 年 7 月 1 日 から 平成 27 年 1 月 27 日 まで | 平成 27 年 1 月 27 日 |
| | 水田農業振興課 | 平成 26 年 7 月 1 日 から 平成 27 年 1 月 28 日 まで | 平成 27 年 1 月 28 日 |
| | 畜産課 | 平成 26 年 7 月 1 日 から 平成 27 年 1 月 22 日 まで | 平成 27 年 1 月 22 日 |
| | 水産局漁業管理課 | 平成 26 年 7 月 1 日 から 平成 27 年 1 月 27 日 まで | 平成 27 年 1 月 27 日 |
| | 朝倉農林事務所 | 平成 26 年 5 月 1 日 から 平成 26 年 11 月 6 日 まで | 平成 26 年 11 月 6 日 |
| | 八幡農林事務所 | 平成 26 年 5 月 1 日 から 平成 26 年 11 月 4 日 まで | 平成 26 年 11 月 4 日 |
| | 行橋農林事務所 | 平成 26 年 6 月 1 日 から 平成 26 年 12 月 2 日 まで | 平成 26 年 12 月 2 日 |
| | 農林業総合試験場 | 平成 26 年 6 月 1 日 から 平成 26 年 12 月 11 日 まで | 平成 26 年 12 月 11 日 |
| | 農林業総合試験場 資源活用研究センター | 平成 26 年 6 月 1 日 から 平成 26 年 12 月 3 日 まで | 平成 26 年 12 月 3 日 |
| | 中央家畜保健衛生所 | 平成 26 年 7 月 1 日 から 平成 27 年 1 月 14 日 まで | 平成 27 年 1 月 14 日 |
| | 北部家畜保健衛生所 | 平成 26 年 7 月 1 日 から 平成 27 年 1 月 9 日 まで | 平成 27 年 1 月 9 日 |
| | 水産海洋技術センター有明海研究所 | 平成 26 年 7 月 1 日 から 平成 27 年 1 月 8 日 まで | 平成 27 年 1 月 8 日 |
| 県土整備部 | 県土整備総務課 | 平成 26 年 5 月 1 日 から 平成 26 年 11 月 21 日 まで | 平成 26 年 11 月 21 日 |
| | 道路維持課 | 平成 26 年 5 月 1 日 から 平成 26 年 11 月 27 日 まで | 平成 26 年 11 月 27 日 |
| | 道路建設課 | 平成 26 年 5 月 1 日 から 平成 26 年 11 月 27 日 まで | 平成 26 年 11 月 27 日 |
| | 砂防課 | 平成 26 年 5 月 1 日 から 平成 26 年 11 月 26 日 まで | 平成 26 年 11 月 26 日 |
| | 福岡県土整備事務所 | 平成 26 年 6 月 1 日 から 平成 26 年 12 月 9 日 まで | 平成 26 年 12 月 9 日 |
| | 京築県土整備事務所 | 平成 26 年 6 月 1 日 から 平成 26 年 12 月 4 日 まで | 平成 26 年 12 月 4 日 |
| | 八女県土整備事務所 | 平成 26 年 5 月 1 日 から 平成 26 年 11 月 5 日 まで | 平成 26 年 11 月 5 日 |
| | 伊良原ダム建設事務所 | 平成 26 年 6 月 1 日 から 平成 26 年 12 月 10 日 まで | 平成 26 年 12 月 10 日 |
| 荇田港務所 | 平成 26 年 5 月 1 日 から 平成 26 年 11 月 7 日 まで | 平成 26 年 11 月 7 日 | |

| | 監査対象機関名 | 監査対象期間 | 監査実施日 |
|-------|-------------|------------------------------|-------------|
| 建築都市部 | 建築都市総務課 | 平成26年5月1日から 平成26年11月20日まで | 平成26年11月20日 |
| | 都市計画課 | 平成26年5月1日から 平成26年11月28日まで | 平成26年11月28日 |
| | 建築指導課 | 平成26年5月1日から 平成26年11月20日まで | 平成26年11月20日 |
| | 公園街路課 | 平成26年5月1日から 平成26年11月26日まで | 平成26年11月26日 |
| | 議会事務局 | 平成26年5月1日から 平成26年11月11日まで | 平成26年11月11日 |
| 教育庁 | 総務課 | 平成26年5月1日から 平成26年11月19日まで | 平成26年11月19日 |
| | 文化財保護課 | 平成26年5月1日から 平成26年11月18日まで | 平成26年11月18日 |
| | 社会教育課 | 平成26年5月1日から 平成26年11月18日まで | 平成26年11月18日 |
| | 教職員課 | 平成26年5月1日から 平成26年11月19日まで | 平成26年11月19日 |
| 警察本部 | 会計課 | 平成26年6月1日から 平成26年12月16日まで | 平成26年12月16日 |
| | 施設課 | 平成26年6月1日から 平成26年12月17日まで | 平成26年12月17日 |
| | 厚生課 | 平成26年6月1日から 平成26年12月17日まで | 平成26年12月17日 |
| | 子ども・女性安全対策課 | 平成26年6月1日から 平成26年12月17日まで | 平成26年12月17日 |
| | 鉄道警察隊 | 平成26年6月1日から 平成26年12月18日まで | 平成26年12月18日 |
| | 科学捜査研究所 | 平成26年6月1日から 平成26年12月18日まで | 平成26年12月18日 |
| | 薬物銃器対策課 | 平成26年6月1日から 平成26年12月18日まで | 平成26年12月18日 |
| | 交通捜査課 | 平成26年6月1日から 平成26年12月19日まで | 平成26年12月19日 |
| | 運転免許管理課 | 平成26年6月1日から 平成26年12月19日まで | 平成26年12月19日 |
| | 公安第二課 | 平成26年6月1日から 平成26年12月19日まで | 平成26年12月19日 |

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

| 対象部局名 | 調査区分 | 件数 | 説 明 |
|-------|------|----|---|
| 建築都市部 | 支 出 | 1 | タクシー借上料において、一般乗用旅客自動車借上契約書に基づき請求があっているにもかかわらず、5月分以降が支払われていなかった。 |

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を公益財団法人あまぎ水の文化村等46団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年4月3日

| | |
|---------|---------|
| 福岡県監査委員 | 山下 芳 郎 |
| 同 | 伊 藤 龍 峰 |
| 同 | 行 正 晴 實 |
| 同 | 井 本 邦 彦 |

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象団体 : 公益財団法人あまぎ水の文化村等46団体
- (2) 監査対象期間 : 平成25年度
- (3) 監査実施期間 : 平成26年10月2日～平成27年2月5日
監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

| 監査対象団体名 | 監 査 実 施 日 |
|---------------------------|-------------------------|
| 公益財団法人 あまぎ水の文化村 | 平成26年10月2日 |
| 公立大学法人 九州歯科大学 | 平成26年10月7日～平成26年10月9日 |
| 公益財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター | 平成26年10月15日～平成26年10月16日 |
| 学校法人沖学園 沖学園高等学校 | 平成26年10月21日 |
| 学校法人沖学園 沖学園中学校 | 平成26年10月21日 |
| 学校法人八女学院 八女学院高等学校 | 平成26年10月22日 |
| 学校法人八女学院 八女学院中学校 | 平成26年10月22日 |
| 学校法人福岡文化学園 博多女子高等学校 | 平成26年10月23日 |
| 学校法人福岡文化学園 博多女子中学校 | 平成26年10月23日 |
| 学校法人西南女学院 西南女学院高等学校 | 平成26年10月28日 |
| 学校法人西南女学院 西南女学院中学校 | 平成26年10月28日 |
| 学校法人鎮西敬愛学園 敬愛高等学校 | 平成26年10月29日 |
| 学校法人鎮西敬愛学園 敬愛中学校 | 平成26年10月29日 |

| 監査対象団体名 | 監 査 実 施 日 |
|------------------------------|-------------------------|
| 学校法人柳商学園 柳川高等学校 | 平成26年10月30日 |
| 学校法人福岡工業大学 福岡工業大学附属城東高等学校 | 平成26年10月30日 |
| 一般社団法人 福岡県私立幼稚園退職金基金社団 | 平成26年10月31日 |
| 公益財団法人 飯塚研究開発機構 | 平成26年11月5日～平成26年11月6日 |
| 公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター | 平成26年11月11日 |
| 北九州エアターミナル株式会社 | 平成26年11月13日 |
| 公益財団法人 アクロス福岡 | 平成26年11月18日～平成26年11月20日 |
| 社会福祉法人 福岡県厚生事業団 | 平成26年11月26日～平成26年11月27日 |
| 平成筑豊鉄道株式会社 | 平成26年12月2日～平成26年12月4日 |
| 公益財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団 | 平成26年12月9日～平成26年12月11日 |
| 学校法人筑紫台学園 筑紫台高等学校 | 平成26年12月16日 |
| 学校法人東海大学 東海大学附属第五高等学校 | 平成26年12月16日 |
| 学校法人橘学園 福岡常葉高等学校 | 平成26年12月17日 |
| 学校法人福智学園 福智高等学校 | 平成26年12月17日 |
| 学校法人杉森学園 杉森高等学校 | 平成26年12月18日 |
| 学校法人純真学園 純真高等学校 | 平成26年12月18日 |
| 新生活産業くらぶFUKUOKA | 平成27年1月8日 |
| グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会 | 平成27年1月8日 |
| 公益社団法人 福岡県畜産協会 | 平成27年1月9日 |

| 監査対象団体名 | 監 査 実 施 日 |
|----------------------|------------|
| 福岡県農地・水・環境保全協議会 | 平成27年1月14日 |
| 福岡県森林組合連合会 | 平成27年1月15日 |
| フクオカベンチャーマーケット協会 | 平成27年1月20日 |
| AD・都市造園グループ | 平成27年1月21日 |
| ちくごJR芸術の郷事業団 | 平成27年1月22日 |
| 公益財団法人 福岡県女性財団 | 平成27年1月23日 |
| 公益社団法人 福岡県樹芸組合連合会 | 平成27年1月27日 |
| 宗像緑地建設株式会社 | 平成27年1月28日 |
| 公益社団法人 福岡県食品衛生協会 | 平成27年1月29日 |
| 一般社団法人 大牟田医師会 | 平成27年1月29日 |
| 一般社団法人 福岡県歯科医師会 | 平成27年2月3日 |
| 一般社団法人 福岡県私設病院協会 | 平成27年2月4日 |
| 公益財団法人 福岡県体育協会 | 平成27年2月5日 |
| 福岡県水産団体指導協議会 | 平成27年2月5日 |

2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査対象団体の事業概要及び財政的援助等の内容

別表のとおり。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 指摘事項(是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの)

該当なし

2 注意事項(是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの)

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

| 所管部局名 | 調査区分 | 説明 |
|-------|-----------|---|
| 総務部 | 支出 | 物品の購入において、物品納品後に請書を作成する等の不適正な処理が行われていた。 |
| 商工部 | 公の施設の管理委託 | 県からの貸与備品の現物が、確認できなかった。 |

(別表)

| 監査対象団体名 | 事業概要 | 財政的援助等の内容 |
|---------------------------|---|---|
| 公益財団法人 あまぎ水の文化村 | 水と余暇活動との適切な関わり方を創造することによって、人の生命にとってかけがえない水の重要性について、住民の理解を深め、水の有効利用の推進に寄与することを目的として、「あまぎ水の文化村」の施設、設備の維持管理及び運営に関する事業等を実施している。 | <p>県は、基本金の29.8%を出資するとともに、当財団を福岡県立あまぎ水の文化村の指定管理者として、管理運営を行わせている。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あまぎ水の文化村出資金 600,000,000 円 ○公の施設の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県立あまぎ水の文化村管理運営料 0 円 |
| 公立大学法人 九州歯科大学 | 広く知識を授けるとともに、深く歯科に関する専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって歯科医療の発展と地域の福祉に寄与することを目的とする九州歯科大学を設置し、管理している。 | <p>県は、基本金の全額を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し交付金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公立大学法人九州歯科大学出資金 19,679,209,480 円 ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県公立大学法人運営費交付金 1,509,673,000 円 |
| 公益財団法人 福岡県生活衛生営業指導センター | 福岡県における生活衛生関係営業の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的として、各種事業を実施している。 | <p>県は、基本金の40.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県生活衛生営業指導センター出資金 4,000,000 円 ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県生活衛生営業指導センター 県費補助金 4,232,000 円 ・福岡県生活衛生営業指導事業費補助金 21,014,000 円 ・福岡県生活衛生営業振興事業費補助金 16,800,000 円 |
| 学校法人沖学園 沖学園高等学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。</p> <p>援助等の明細は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 236,833,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 30,254,400 円 |

* 出資金及び貸付金の額は、平成25年度末現在

* 出資金及び貸付金において、平成25年度中に増減がある場合は、()書きで記載

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成25年度の交付額

| 監査対象団体名 | 事業概要 | 財政的援助等の内容 |
|------------------------|---|--|
| 学校法人沖学園 沖学園中学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当中学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・福岡県私立学校経常費補助金 23,195,000 円</p> |
| 学校法人八女学院 八女学院高等学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・福岡県私立学校経常費補助金 237,196,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 6,270,300 円</p> |
| 学校法人八女学院 八女学院中学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当中学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・福岡県私立学校経常費補助金 108,526,000 円</p> |
| 学校法人福岡文化学園 博多女子高等学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・福岡県私立学校経常費補助金 204,275,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 11,901,000 円</p> |
| 学校法人福岡文化学園 博多女子中学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当中学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・福岡県私立学校経常費補助金 40,869,000 円</p> |

* 出資金及び貸付金の額は、平成25年度末現在

* 出資金及び貸付金において、平成25年度中に増減がある場合は、()書きで記載

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成25年度の交付額

| 監査対象団体名 | 事業概要 | 財政的援助等の内容 |
|------------------------|---|---|
| 学校法人西南女学院 西南女学院高等学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 139,061,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 1,405,800 円 |
| 学校法人西南女学院 西南女学院中学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当中学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 47,050,000 円 |
| 学校法人鎮西敬愛学園 敬愛高等学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 190,740,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 5,997,000 円 |
| 学校法人鎮西敬愛学園 敬愛中学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当中学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 69,192,000 円 |
| 学校法人柳商学園 柳川高等学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 332,218,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 21,021,100 円 |

* 出資金及び貸付金の額は、平成25年度末現在

* 出資金及び貸付金において、平成25年度中に増減がある場合は、()書きで記載

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成25年度の交付額

| 監査対象団体名 | 事業概要 | 財政的援助等の内容 |
|----------------------------------|---|--|
| 学校法人福岡工業大学 福岡工業大学付属 城東高等学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 550,561,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 54,591,700 円 |
| 一般社団法人 福岡県私立幼稚園 退職金基金社団 | 私立幼稚園に勤務する教職員等の福祉を増進し、もって幼稚園教育の振興に寄与することを目的として、会員が設置する幼稚園等に勤務する常勤の教職員等が退職した場合に、当該会員の支給すべき退職手当の資金をその会員に給付する事業を実施している。 | <p>県は、当社団が行う私立幼稚園退職金基金造成事業に対し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立幼稚園退職金基金社団補助金 356,672,000 円 |
| 公益財団法人 飯塚研究開発機構 | 福岡県立飯塚研究開発センターの維持管理及び効果的な運営を行うことにより地域産業の高度化を図り、地域のリーディング産業を育成し、もって福岡県の産業の活性化に寄与することを目的として、研究開発支援事業等を実施している。 | <p>県は、基本金の48.0%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付し、当財団を福岡県立飯塚研究開発センターの指定管理者として、管理運営を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○飯塚研究開発機構出資金 143,022,000 円</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯塚研究開発センター事業費補助金 55,000 円 <p>○公の施設の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県立飯塚研究開発センター管理運営料 105,521,000 円 (施設の利用料金収入 28,260,170 円) |
| 公益財団法人 福岡県暴力追放運動 推進センター | 暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図るための事業を実施している。 | <p>県は、基本金の78.9%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県暴力追放運動推進センター出資金 1,218,765,200 円</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター補助金 3,000,000 円 |
| 北九州エアターミナル 株式会社 | 北九州空港旅客・貨物ターミナルビルの管理・運営業務を行うとともに、北九州周辺地域の航空交通の利便性を確保するための事業を実施している。 | <p>県は、資本金の28.4%を出資している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○北九州エアターミナル株式会社出資金 1,000,000,000 円</p> |

* 出資金及び貸付金の額は、平成25年度末現在

* 出資金及び貸付金において、平成25年度中に増減がある場合は、()書きで記載

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成25年度の交付額

| 監査対象団体名 | 事業概要 | 財政的援助等の内容 |
|--------------------|---|--|
| 公益財団法人 アクロス福岡 | 国際・文化・情報の交流拠点施設であるアクロス福岡の有する機能を一層高めるよう支援するとともに、福岡県における文化の振興及び文化に関する情報の提供並びに交流の促進を図り、もって、県民の文化の向上と地域社会の活性化に寄与することを目的として、各種事業を実施している。 | 県は、基本金の66.7%を出資するとともに、当財団を福岡県国際文化情報センターの指定管理者として、管理運営を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○アクロス福岡出資金 200,000,000 円 ○公の施設の管理 ・福岡県国際文化情報センター管理運営料 242,852,000 円 (施設の利用料金収入 485,236,486 円) |
| 社会福祉法人 福岡県厚生事業団 | 社会福祉の増進に寄与することを目的として、福岡県障害者リハビリテーションセンターの管理運営を行い、障害者の社会復帰のため支援事業を実施している。 | 県は、基本金の全額を出資し、事業運営に要する経費に対し、補助金を交付するとともに、当法人を福岡県障害者リハビリテーションセンターの指定管理者とし、管理運営を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○福岡県厚生事業団出資金 10,000,000 円 ○補助金等 ・福岡県厚生事業団運営費補助金 16,092,210 円 ○公の施設の管理 ・福岡県障害者リハビリテーションセンター管理運営料 43,941,000 円 (施設の利用料金収入 210,677,879 円) |
| 平成筑豊鉄道株式会社 | 旅客鉄道事業を実施している。 | 県は、資本金の27.5%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 ○平成筑豊鉄道会株式会社出資金 75,000,000 円 ○補助金等 ・平成筑豊鉄道(株)運営費補助金 4,100,000 円 ・第三セクター鉄道等安全輸送設備等事業費補助金 10,026,673 円 ・平成筑豊鉄道緊急老朽化対策事業費補助金 1,745,621 円 |

* 出資金及び貸付金の額は、平成25年度末現在

* 出資金及び貸付金において、平成25年度中に増減がある場合は、()書きで記載

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成25年度の交付額

| 監査対象団体名 | 事業概要 | 財政的援助等の内容 |
|------------------------------|--|--|
| 公益財団法人 福岡県産業・科学技術 振興財団 | 産学官の共同研究による創造的研究開発を推進する等により、科学技術の振興を図り、福岡県の産業構造の高度化や新たな産業の育成に貢献し、もって福岡県の産業の活性化と県民生活の質的向上に寄与することを目的として、研究開発等の各種事業を実施している。 | 県は、基本金の89.8%を出資するとともに、事業運営に要する経費に対し、補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。 援助等の明細は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ○福岡県産業・科学技術振興財団出資金 2,248,098,000 円 ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県産業・科学技術振興財団 運営費補助金 (財団の運営費) 84,589,726 円 (産学官コーディネイト事業) 7,452,000 円 (Rubyコンテンツ産業振興センター運営費) 5,518,011 円 (有機光エレクトロニクス産学連携実用化 開発センター運営費) 52,294,293 円 (先端半導体開発拠点化事業) 131,027,614 円 (社会システム実証センター運営費) 38,095,000 円 (三次元半導体研究センター運営費) 46,030,000 円 ○貸付金 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ベンチャーファンド支援事業に係る 出資原資資金貸付金 269,801,730 円 |
| 学校法人筑紫台学園 筑紫台高等学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | 県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 553,574,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 53,025,400 円 |
| 学校法人東海大学 東海大学付属 第五高等学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | 県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ○補助金等 <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 286,212,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 16,681,500 円 |

* 出資金及び貸付金の額は、平成25年度末現在

* 出資金及び貸付金において、平成25年度中に増減がある場合は、()書きで記載

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成25年度の交付額

| 監査対象団体名 | 事業概要 | 財政的援助等の内容 |
|---------------------|--|---|
| 学校法人橘学園 福岡常葉高等学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 209,242,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 15,432,800 円 |
| 学校法人福智学園 福智高等学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 101,324,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 2,687,850 円 |
| 学校法人杉森学園 杉森高等学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 284,249,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 21,049,600 円 |
| 学校法人純真学園 純真高等学校 | 教育基本法及び学校教育法に基づき、独自の建学の精神により地域の教育振興に寄与すべく特色のある教育を行っている。 | <p>県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県私立学校経常費補助金 292,264,000 円 ・福岡県私立高等学校授業料軽減補助金 28,547,100 円 |
| 新生活産業くらぶ FUKUOKA | 少子高齢化が進行する中、高齢者の介護や育児、家事支援など生活者の新たなニーズに応えるサービス産業の福岡県における振興を図るため、新規創業や既存企業の新分野進出等に繋がる企業間の情報の共有化、企業間連携事業等を実施することを目的として、情報交換会の開催事業等を実施している。 | <p>県は、当団体が行う事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生活産業くらぶFUKUOKA支援事業費補助金 6,121,019 円 |

* 出資金及び貸付金の額は、平成25年度末現在

* 出資金及び貸付金において、平成25年度中に増減がある場合は、()書きで記載

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成25年度の交付額

| 監査対象団体名 | 事業概要 | 財政的援助等の内容 |
|----------------------|---|--|
| グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会 | 「グリーンアジア国際戦略総合特区」の指定、計画及びその実施に関し必要な事項についての協議を行っている。 | <p>県は、当協議会の事業運営に要する経費に対し負担金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会負担金 2,652,000 円</p> |
| 公益社団法人福岡県畜産協会 | 畜産業を営む者及びその組織する団体の経営・運営の指導、家畜の飼育管理及び保健衛生に関する技術指導、肉用子牛生産者補給金の交付等の事業を推進して、畜産振興に寄与し、もって国民への安全で安心な畜産物の安定的提供に寄与することを目的として、各種事業を実施している。 | <p>県は、当社団が行う事業運営に要する経費に対し、補助金及び交付金を交付している。 援助の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・福岡県畜産振興総合対策事業費補助金（家畜自衛防疫推進事業） 10,917,948 円 （畜産経営技術指導推進事業） 8,886,500 円 （養豚生産性向上対策事業） 2,148,000 円 （安全安心な畜産物の生産支援対策事業） 2,672,697 円 ・福岡県消費・安全対策交付金 768,000 円</p> |
| 福岡県農地・水・環境保全協議会 | 地域共同による農地・農業用水路等、資源の保全管理活動やその一環として行う農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全のための取組に対し、交付金を交付している。 | <p>県は、当協議会が行う農地・水・環境保全活動を行う組織に対して交付する事業に要する経費に対し、交付金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・農地・水保全管理支払交付金 335,648,094 円</p> |
| 福岡県森林組合連合会 | 会員（森林組合）が協同して事業の振興を図り、もって、森林所有者の経済的・社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として、各種事業を実施している。 | <p>県は、当連合会の事業に要する経費に対して補助金を交付するとともに、福岡県立四王寺県民の森の指定管理者として、管理運営を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・福岡県森林・林業・木材産業関連団体育成強化事業費補助金（森林組合振興対策指導事業） 3,237,000 円 （森林組合振興対策間伐材流通対策事業） 4,000,000 円 ○公の施設の管理 ・福岡県四王寺県民の森管理運営料 29,952,300 円</p> |

- * 出資金及び貸付金の額は、平成25年度末現在
- * 出資金及び貸付金において、平成25年度中に増減がある場合は、()書きで記載
- * 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成25年度の交付額

| 監査対象団体名 | 事業概要 | 財政的援助等の内容 |
|------------------------------|--|--|
| <p>フクオカベンチャー マーケット協会</p> | <p>ベンチャー企業と投資家等ビジネス パートナーとのマッチングを行い、もって 双方のビジネスチャンスの拡大を図ることを 目的として、ベンチャー育成事業を実施 している。</p> | <p>県は、当協会が行う事業運営に要する経費に対 し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・ベンチャー育成事業費補助金 45,040,276 円</p> |
| <p>AD・都市造園グループ</p> | <p>福岡県の指定管理者として、福岡県営 天神中央公園及び旧福岡県公会堂貴賓 館の運営管理を行っている。</p> | <p>県は、福岡県営天神中央公園及び旧福岡県公 会堂貴賓館の指定管理者として、運営管理を行 わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○公の施設の管理 ・福岡県営天神中央公園管理運営料 27,847,000 円 ・旧福岡県公会堂貴賓館管理運営料 8,984,000 円 (施設の利用料金収入 1,309,550 円)</p> |
| <p>ちくごJR芸術の郷事業団</p> | <p>福岡県の指定管理者として、筑後広域 公園芸術文化交流施設の運営管理を 行っている。</p> | <p>県は、筑後広域公園芸術文化交流施設の指定 管理者として、運営管理を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○公の施設の管理 ・筑後広域公園芸術文化交流施設管理運営料 101,485,405 円 (施設の利用料金収入 4,692,095 円)</p> |
| <p>公益財団法人 福岡県女性財団</p> | <p>女性問題に関する県民の自主的で創造 的な活動を支援し、相互の連携を図ること により、男女の自立と対等な社会参画の 推進に寄与することを目的として、女性問 題に関する情報の収集・提供、相談支 援、参加交流、調査研究、研修養成事業 等を実施している。</p> | <p>県は、基本金の全額を出資している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○福岡県女性財団出資金 200,000,000 円</p> |
| <p>公益社団法人 福岡県樹芸組合連合会</p> | <p>福岡県の指定管理者として、福岡県緑 化センターの運営管理を行っている。</p> | <p>県は、当社の事業運営に要する経費に対し 補助金を交付するとともに、福岡県緑化センタ ーの指定管理者として、運営管理を行わせている。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等 ・福岡県森林・林業・木材産業関連 団体育成強化事業費補助金 2,812,000 円 ○公の施設の管理 ・福岡県緑化センター管理運営料 36,953,000 円</p> |

* 出資金及び貸付金の額は、平成25年度末現在

* 出資金及び貸付金において、平成25年度中に増減がある場合は、()書きで記載

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成25年度の交付額

| 監査対象団体名 | 事業概要 | 財政的援助等の内容 |
|-----------------|--|---|
| 宗像緑地建設株式会社 | 福岡県の指定管理者として、福岡県営名島運動公園の運営管理を行っている。 | <p>県は、福岡県営名島運動公園の指定管理者として、運営管理を行わせている。 援助等の内容は、次のとおりである。</p> <p>○公の施設の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県営名島運動公園管理運営料 30,791,000 円 <p>(施設の利用料金収入 17,481,810 円)</p> |
| 公益社団法人福岡県食品衛生協会 | <p>飲食に起因する中毒、その他衛生上の危害の発生を防止し、進んで食品の衛生的品質その他食品衛生の向上を図り、もって公衆衛生の向上と国民の健康増進に寄与することを目的として、食品衛生に関する各種事業を実施している。</p> | <p>県は、当社団が行う事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社団法人福岡県食品衛生協会補助金 21,777,000 円 |
| 一般社団法人大牟田医師会 | <p>日本医師会及び都道府県医師会並びに郡市区等医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的として、各種事業を実施している。</p> | <p>県は、当社団が行う事業運営に要する経費に対し、補助金等を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県看護師等養成所運営費補助金 27,860,000 円 ・福岡県看護実践能力向上のための設備整備費補助金 487,000 円 ・地域在宅医療推進事業費補助金 1,750,000 円 ・災害医療即応資機材整備事業に係る交付金 161,000 円 |
| 一般社団法人福岡県歯科医師会 | <p>日本歯科医師会及び郡市区歯科医師会との連携のもと、医道の高揚、国民歯科医療の確立、公衆衛生・歯科保健の啓発並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって国民の健康と福祉を増進することを目的として、各種事業を行っている。</p> | <p>県は、当社団が行う事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費公費負担制度運営費補助金 16,000,000 円 ・歯科保健医療確保対策事業費補助金 12,000,000 円 ・心身障害者(児)歯科保健医療推進事業費補助金 2,580,000 円 ・要介護者等歯科保健医療確保対策事業費補助金 500,000 円 ・母子歯科保健推進事業費補助金 1,000,000 円 ・歯科衛生推進事業費補助金 1,800,000 円 |

- * 出資金及び貸付金の額は、平成25年度末現在
- * 出資金及び貸付金において、平成25年度中に増減がある場合は、()書きで記載
- * 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成25年度の交付額

| 監査対象団体名 | 事業概要 | 財政的援助等の内容 |
|---------------------|---|---|
| 一般社団法人 福岡県歯科医師会 | | <ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士養成所巡回臨床実習 教育事業費補助金 694,000 円 ・在宅歯科医療専門技術研修補助金 312,000 円 ・災害歯科診療体制確保事業補助金 13,333,000 円 |
| 一般社団法人 福岡県私設病院協会 | 私設病院の管理運営その他必要な事項について事業活動を行うことにより、公衆衛生の向上に寄与し、もって県民の健康を図ることを目的として、各種事業を行っている。 | <p>県は、当社団が行う事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県看護師等養成所運営費補助金 18,672,000 円 ・福岡県看護実践能力向上のための 設備整備補助金 1,000,000 円 ・福岡県私設病院協会運営費補助金 2,553,000 円 |
| 公益財団法人 福岡県体育協会 | スポーツを振興して福岡県民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的として、スポーツに関する諸事業を実施している。 | <p>県は、当財団が行う事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育振興費補助金 19,715,000 円 |
| 福岡県水産団体指導 協議会 | 地域に根ざした漁業経営、漁村づくりを目指し、漁協組織の基盤整備・強化を図り、もって水産業の振興に寄与することを目的として、各種事業を実施している。 | <p>県は、当協議会が行う事業運営に要する経費に対し、補助金を交付している。 援助等の明細は、次のとおりである。</p> <p>○補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県水産関連事業費補助金 (福岡県水産団体指導協議会指導 事業強化費) 12,586,500 円 (明日を担う漁業者育成事業費) 71,000 円 |

* 出資金及び貸付金の額は、平成25年度末現在

* 出資金及び貸付金において、平成25年度中に増減がある場合は、()書きで記載

* 補助金等及び公の施設管理運営料の額は、平成25年度の交付額

公安委員会

福岡県公安委員会告示第97号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年4月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成27年5月26日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

| 時 間 | 科 目 |
|------------------|--|
| 午前10時00分～午後3時30分 | 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い |
| 午後3時30分～午後4時30分 | 講習結果に対する考査 |
| 午後4時30分～午後5時00分 | 考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第98号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年4月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

| 日 時 | 場 所 | 開催警察署 |
|----------------------------------|----------------------------------|--------|
| 平成27年5月14日（木） 午後1時30分～午後4時30分 | 福岡市早良区百道一丁目5番15号 早良警察署 会議室 | 早良警察署 |
| 平成27年5月20日（水） 午後1時30分～午後4時30分 | 田川市川崎町大字田原772番地の1 川崎町勤労青少年ホーム | 田川警察署 |
| 平成27年5月22日（金） 午後1時30分～午後4時30分 | 久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室 | 久留米警察署 |
| 平成27年5月27日（水） 午後1時30分～午後4時30分 | 北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署 会議室 | 折尾警察署 |

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第105号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成27年4月3日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|----------------------------------|----------------------|--------|--------|
| 平成27年6月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字柚須原 223番地25 | トラップ射撃 | 各日18名 |
| 平成27年6月18日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | 福岡県立総合射撃場 | | |

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|---------------------------------|-----------------------------------|---------------|--------|
| 平成27年6月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場 | 大口徑 ライフル射撃 | 15名 |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第106号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成27年4月3日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|-----------------------------|---|-----------------------|
| 平成27年5月20日（水）から同年5月28日（木）まで | 午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分まで | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警 |

| | | |
|----|----------------------------|------------|
| の間 | とし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。) | 察警備員教育センター |
|----|----------------------------|------------|

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

| 講習期日 | 講習時間 | 講習場所 |
|-------------------------------|---|---------------------------------|
| 平成27年5月25日（月）から同年5月28日（木）までの間 | 午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。） | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター |

3 受講定員

(1) 新規取得講習

42名

(2) 追加取得講習

6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事して

いる者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成27年4月20日（月）から同年4月22日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第107号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成27年4月3日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|--------------|----------------------|-------------------------------------|
| 平成27年7月7日（火） | 午前9時00分から午後6時00分までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|--------------|----------------------|-------------------------------------|
| 平成27年7月8日（水） | 午前9時00分から午後6時00分までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る

合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成27年6月1日(月)から同年6月3日(水)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受検申請手続期間

事前(電話)申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通
- (イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)

(5) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前(電話)受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み(郵送等)は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間(2日間)内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第108号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成27年4月3日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

| 実施日 | 実施時間 | 実施場所 |
|---------------|----------------------|-------------------|
| 平成27年7月9日（木） | 午前9時00分から午後6時00分までの間 | 北九州市門司区小森江三丁目9番1号 |
| 平成27年7月10日（金） | 6時00分までの間 | 福岡県警察警備員教育センター |

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成27年6月3日（水）から同年6月5日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

(3) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(5) 検定手数料
14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無

効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付
学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問合せは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第112号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成27年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成27年4月3日

福岡県公安委員会

| 氏名 | 連絡先 | 活動区域 |
|---------|-----|------|
| 内 林 美恵子 | | |

| | | |
|-------|-----------------------------|------------|
| 佐藤隆昭 | 092-734-0110 中央警察署 (少年係) | 中央警察署の管轄区域 |
| 井上道人 | | |
| 坂本秀代 | | |
| 後藤和範 | | |
| 井上鴻一 | | |
| 舌間建喜 | | |
| 永田由美子 | | |
| 石村伸男 | | |
| 丸山尊祿 | | |
| 中村康三 | | |
| 貞閑秀男 | 092-412-0110 博多警察署 (少年係) | 博多警察署の管轄区域 |
| 満生博文 | | |
| 井上耕治 | | |
| 福山和代 | | |
| 安武重次郎 | | |
| 松村秀豊 | | |
| 片岡良二 | | |
| 笹山守人 | | |
| 迫野譲二 | 092-643-0110 東警察署 (少年係) | 東警察署の管轄区域 |
| 長隆行 | | |
| 井手英一 | | |
| 早川哲也 | | |
| 大崎昭彦 | | |
| 萩尾武士 | | |
| 松田伸一 | | |
| 森本多津秋 | 092-847-0110 早良警察署 (少年係) | 早良警察署の管轄区域 |
| 吉村雄二 | | |
| 後藤武司 | | |
| 緒方健二 | | |
| 柳田豊 | | |
| 富山孝昭 | | |

| | | |
|-------|------------------------------|-------------|
| 湯浅尊臣 | 092-805-6110 西警察署 (少年係) | 西警察署の管轄区域 |
| 上村経裕 | | |
| 有留美樹 | 092-542-0110 南警察署 (少年係) | 南警察署の管轄区域 |
| 重松悦子 | | |
| 鶴田満徳 | | |
| 堀江伸子 | | |
| 矢野幸子 | | |
| 楳本幸好 | | |
| 平木幸子 | | |
| 上野晃人 | | |
| 森 實二夫 | 092-939-0110 粕屋警察署 (少年係) | 粕屋警察署の管轄区域 |
| 結城満義 | 092-580-0110 春日警察署 (少年係) | 春日警察署の管轄区域 |
| 平野健蔵 | | |
| 三原啓資 | | |
| 中野正常 | | |
| 有働道子 | 092-929-0110 筑紫野警察署 (少年係) | 筑紫野警察署の管轄区域 |
| 宮崎哲夫 | | |
| 河野誠司 | 0940-36-0110 宗像警察署 (少年係) | 宗像警察署の管轄区域 |
| 高田晃 | | |
| 飯田昭雄 | 0946-22-0110 朝倉警察署 (少年係) | 朝倉警察署の管轄区域 |
| 中原茂利 | | |
| 吉野裕晴 | 093-583-0110 小倉北警察署 (少年係) | 小倉北警察署の管轄区域 |
| 永尾元彦 | | |
| 山下邦弘 | | |
| 若林桂次 | | |
| 村田忠照 | | |
| 水岩敏昭 | | |
| 松永忠義 | | |
| 丸山智明 | | |

| | | |
|--------|------------------------------|-------------|
| 平塚 徳太郎 | | |
| 秋月 利彦 | | |
| 大森 美世子 | | |
| 安井 伊津雄 | | |
| 和智 岡子 | | |
| 矢野 了 | | |
| 濱田 俊史 | 093-923-0110 小倉南警察署 (少年係) | 小倉南警察署の管轄区域 |
| 林 利治 | | |
| 宮地 久男 | | |
| 原 哲弘 | 093-662-0110 八幡東警察署 (少年係) | 八幡東警察署の管轄区域 |
| 芳野 毅 | | |
| 向井 浩義 | | |
| 梶原 茂義 | 093-645-0110 八幡西警察署 (少年係) | 八幡西警察署の管轄区域 |
| 波多野 直之 | | |
| 遠藤 辰信 | | |
| 小川 順一 | 093-691-0110 折尾警察署 (少年係) | 折尾警察署の管轄区域 |
| 手代木 勇一 | | |
| 畑野 建三 | | |
| 濱小路 兼生 | | |
| 山下 康子 | 092-771-0110 若松警察署 (少年係) | 若松警察署の管轄区域 |
| 仲山 チエ子 | | |
| 坂本 三夫 | | |
| 菊池 茂樹 | | |
| 安田 壽廣 | 093-861-0110 戸畑警察署 (少年係) | 戸畑警察署の管轄区域 |
| 廣木 美 | | |
| 山口 三男 | | |
| 門田 正信 | | |
| 杉元 忍 | 093-321-0110 門司警察署 (少年係) | 門司警察署の管轄区域 |
| 山田 耕治 | | |
| 江本 満 | | |
| 三宅 昭 | 0930-24-5110 行橋警察署 (少年係) | 行橋警察署の管轄区域 |

| | | |
|-------|------------------------------|-------------|
| 榎 信義 | | |
| 増田 和政 | | |
| 井上 豊治 | | |
| 瓜生 安滉 | | |
| 尾崎 龍司 | 0948-21-0110 飯塚警察署 (少年係) | 飯塚警察署の管轄区域 |
| 児玉 光孝 | | |
| 山本 岩視 | | |
| 高倉 演世 | 0949-22-0110 直方警察署 (少年係) | 直方警察署の管轄区域 |
| 松尾 健一 | | |
| 前川 信行 | | |
| 入船 清 | | |
| 田丸 米藏 | | |
| 徳野 康博 | 0947-42-0110 田川警察署 (少年係) | 田川警察署の管轄区域 |
| 吉田 伸宏 | | |
| 重藤 将宏 | | |
| 石原 尚典 | | |
| 中野 勝哉 | 0948-57-0110 嘉麻警察署 (少年係) | 嘉麻警察署の管轄区域 |
| 梶原 賢一 | | |
| 角 正司 | | |
| 八尋 義文 | | |
| 服部 昌子 | | |
| 田中 幹雄 | 0942-38-0110 久留米警察署 (少年係) | 久留米警察署の管轄区域 |
| 大谷 哲也 | | |
| 熊丸 雅裕 | | |
| 前岡 義人 | | |
| 野瀬 利宗 | | |
| 成清 勉 | 0942-52-0110 筑後警察署 (少年係) | 筑後警察署の管轄区域 |
| 谷川 侯司 | | |
| 高鍋 伸彦 | 0943-22-5110 八女警察署 (少年係) | 八女警察署の管轄区域 |
| 山口 龍二 | | |

| | | |
|---------|-----------------------------|-------------|
| 原 田 美 治 | 0944-74-0110 柳川警察署（少年係） | 柳川警察署の管轄区域 |
| 木 下 一 徳 | | |
| 坂 梨 博 行 | | |
| 末 藤 勝 士 | 0944-43-0110 大牟田警察署（少年係） | 大牟田警察署の管轄区域 |
| 木 下 幹 雄 | | |
| 藤 原 優 子 | | |
| 田 中 一 枝 | | |
| 斉 藤 敏 博 | | |